第二十条第二項	、法第二十七条の十一第十項	、法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第十項
	退職の翌年	六十一歳の年（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項に規定する六十一歳の年をいう。次条において同じ。）
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第二十一条	、法第二十七条の十一第十項	、法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第十項
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十二条第一項及び第三項	第二十七条の十一第八項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第八項
第二十五条第一項	第二十七条の十一第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第一項
	第三項	法第二十七条の十一第三項
	第二回目の給付金	第三回目の給付金及び第四回目の給付金
別記様式第三	退職の翌々年	62歳の年
	第27条の７第１項	附則第15項の規定により読み替えて適用する同法第27条の７第１項
別記様式第六及び別記様式第七	第27条の９第１項	第27条の９第１項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
別記様式第八及び別記様式第九	第27条の９第１項	第27条の９第１項（同法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

4　法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に対する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第二十七条の二第一号」とあるのは「附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号」とする。